

件名	愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例	
主管課	都市計画課	
根拠法令等	屋外広告物法（昭和39年法律第50号）	
<p>【改正の概要】</p> <p>屋外広告物の禁止地域ほかの規定を整備するための改正</p> <p>1 禁止地域の運用の条例化（第5条第1項第1号・第2号） 都市計画法の第一種低層住居専用地域など住居専用地域について、個別の地域指定があった地域だけでなく、全域で屋外広告物の表示を禁止する運用を条例で規定</p> <p>2 屋外広告物の許可手続違反者を明確化（第15条ほか）</p> <p>3 屋外広告物許可手数料の削除（第47条） 屋外広告物許可手数料の徴収を含む許可手続は市町に権限移譲していることから、許可手数料関係の規定を削除</p> <p>4 報告聴取等の違反（第54条第1項第1号）の明記 資料提出拒否等を違反行為として明記</p>		
施行日	公布日	
<p>【その他参考事項】</p>		